

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

処 分 庁

福祉事務所長

上記審査請求人から平成24年11月28日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく保護の廃止処分（以下「原処分（1）」という。）、及び同日付けで提起のあった法の規定に基づく保護の申請却下処分（以下「原処分（2）」という。）に係る審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第36条の規定により併合し、次のとおり裁決する。

主 文

原処分（1）については、これを取り消し、原処分（2）に係る審査請求については、これを却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成24年10月30日付けで行った原処分（1）、及び平成24年11月16日付けで行った原処分（2）について不服があるとし、その取り消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

2 請求人の主張

審査請求書によると、請求人はおおむね次の理由から本件処分は不当であり、取り消すべきであると主張する。

(1) 原処分(1)について

災害義援金等の収入について「計画書」を提出しないのは、災害義援金等を紛失したためであり、警察に遺失届を出している。処分庁の指導指示に従っており、廃止は不当である。

(2) 原処分(2)について

検診命令で[]を受診しその指示で[]で頭の検査を受けた。耳鳴りが酷く、[]での治療が必要な状態である。よって、稼働能力不活用を理由とした生活保護申請の却下は不当である。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 処分庁の主張

(1) 原処分(1)について

法第27条では保護の実施機関は、被保護者に対し保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとされており、法第62条では、被保護者は法第27条の規定による指導指示に従う義務が明記されている。請求人は、義援金等の収入について申告の義務を果たさず、全額自分の好きなように使うなどと言い放つ等全く指導指示・助言に従う様子を見せない。よって、法第62条に規定する指導指示に従う義務に違反しており、原処分(1)は適法かつ正当であることから、審査請求は棄却されるべきである。

(2) 原処分(2)について

請求人は、[]歳と若く、主治医及び嘱託医は[]、[]等高めの傾向はあるものの、パート等の軽労働は可能であると判断している。しかしながら、請求人は就労に向けた努力をせず、稼働能力を十分活用していない。よって、法第4条の要件を具備しておらず、保護申請を却下した原処分(2)は適法かつ正当であることから、審査請求は棄却されるべきである。

第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 請求人は平成[]年[]月[]日から生活保護を受給していたが、平成24年7月12日の豪雨によりその住居が浸水被害を受け、平成24年8月22日に[]災害被災者住宅再建基礎支援金37,000円を受給した。さらに、[]から平成24年10月

10日に災害義援金150,000円及び[REDACTED]小災害見舞金10,000円を受給した。

(2) 処分庁は、平成24年10月11日に請求人宅を訪問し、請求人に対し口頭で災害義援金と[REDACTED]小災害見舞金の計16万円について、再建計画書（以下、「計画書」という。）の提出を求めた。

(3) 処分庁は、平成24年10月12日に請求人に対し、計画書は災害義援金及び[REDACTED]小災害見舞金義援金（以下「義援金等」という。）を収入認定を受けないために必要な書類であるため、早急に提出するように指導した。あわせて、提出がなく、指導指示に従わない場合は、保護の停廃止もあり得ると警告した。また、同日請求人は、「義援金は全額落として紛失した。これでいいだろ。」と発言した。

(4) 処分庁は平成24年10月19日付けで「指導指示書」を簡易書留郵便により送付した。同書に記載された「指導指示事項」は「貴殿は、7月12日の九州北部豪雨災害に遭い、[REDACTED]災害被災者住宅再建基礎支援金及び災害義援金の配分、[REDACTED]小災害見舞金等の収入がありました。生活保護では、収入については全て報告する義務があり、災害義援金等についてもその例外ではなく、費用を生活再建に使用する計画書を提出することが義務付けられています。去る10月11日、自宅訪問にて貴殿に対しその計画書の提出を指導し、翌日には再び電話による催促を行いました。19日現在、未だ計画書の提出が為されていません。このまま指導指示に従っていただけない場合は、生活保護を継続することは困難です。つきましては、伺いたいことがございますので、平成24年10月22日（月）午前中までに、福祉事務所に必ず来所してください。※日程調整が必要ですので、来所いただく際は必ず事前に電話にてお知らせください。」であった。

「指導指示書」は、平成24年10月28日に郵便局の保管期限を過ぎたため処分庁へ返送された。

(5) 請求人は、収入申告書と計画書を持参するようにとの処分庁の指示を受け、平成24年10月22日に福祉事務所に来所した。その際、警察署に現金16万円を紛失したとの届出を行い、それを受理したことを証明する旨の[REDACTED]警察署長の「証明書」を持っていた。

(6) 処分庁は、平成24年10月24日に請求人に宛てた「弁明通知書」を送付した。

(7) 請求人は、弁明のため、平成24年10月26日に福祉事務所に来所した。弁明内容は、「義援金はあくまで紛失したものであるので計画書を提出する必要はないと自分は考えている。また、これまで、市の指導指示には従ってきたつもりであり、自らに落ち度はない。」というものであった。

(8) 処分庁は、平成24年10月29日に、同日付けで請求人の保護を廃止することを決定し、平成24年10月30日付けで請求人に通知した。決定理由は、「生活保護法第62条第3項（指導指示義務違反）により保護を廃止します。」であった。

(9) 請求人は、平成24年10月31日に、原処分(1)により生活に困窮したとして、生活保護法による保護申請書を処分庁へ提出した。処分庁は同日これを受理した。

(10) 処分庁は、請求人から平成24年10月31日に提出された生活保護法による保護申請書については却下することを決定し、平成24年11月16日付けで請求人へ通知した。

2. 判断

(1) 原処分(1)について

法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」としている。この法第27条第1項の指導又は指示については、同法第62条第1項に、「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」、さらに、同条第3項の、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」との規定により、被保護者にこれに従う義務を課し、従わない場合には保護の実施機関が保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことを可能としている。

このように、法第27条第1項の指導又は指示は、対象者がこれに従わない場合に法が保障する最低限度の生活を奪う重大な効果を持っており、その適用に当たっては厳正な手続が求められる。

この手続について、まず、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）第19条に「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。」とし、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年社発第246号 厚生省社会局長通知）の第11の2の(4)に、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによつて目的を達せられなかつたとき、または目的を達

せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うことができる。」と定めている。

さらに、生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日 社援保発第0330001号）のⅡの1に法第27条による指導指示の方法を詳細に規定し、その中で、「指導指示書は、当該被保護者（これによりがたい場合は世帯主）に読み聴かせる等十分に説明したうえ手交し、受領書に署名等させる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う。」と規定している。

これを本件について見ると、認定事実（3）及び（4）のとおり、処分庁により請求人に対し、法第27条に基づく口答による指導・指示は行われているが、郵送した法第27条に基づく「指導指示書」は、請求人に届かず処分庁へ返戻されている。また、処分庁のケース記録からは、手交したことも確認できない。施行規則等が法第27条の指導指示を文書で行うことを求めているのは、保護の実施機関における指導指示の必要性及び内容の検討を慎重にさせるとともに、指導指示を受ける者にその存在及び内容を正確に知らせる必要があるためで、「指導指示書」は指導指示を受ける者に確実に交付されることが必要であり、その交付がなくとも施行規則等に反しないというためには、保護の実施機関が指導指示書の交付のために相当の方策を尽くした事情が認められる場合に限り得られると考えられる。本件においては、「指導指示書」送付前後に処分庁は請求人に面接しており、「指導指示書」交付のために相当の方策を尽くしたという事情は認められない。

また、「指導指示書」に記載された指導指示の内容は、「22日午前中までに来所し、状況を説明するよう」であり、認定事実（5）のとおり、請求人は同日福祉事務所を訪れ、義援金等を紛失したと主張しており、「指導指示書」による指導指示には従っていると見なされる。しかしながら、認定事実（2）及び（3）により、処分庁の指導指示の本来の主旨は、「義援金等の16万円について計画書を提出すること。」であったと認められる。これに対し請求人は、義援金等を紛失したので計画書は出す必要がないと主張している。義援金等の紛失が事実であれば、計画書を提出する必要がないという請求人の主張も理解できなくもない。処分庁のケース記録による請求人の「義援金は全額落として紛失した。これでいいだろ。」等の発言から、その事実には疑わしい点はあるが、確たる証拠がないため審査庁にはその事実関係についての判断はできず、請求人が指導・指示に従っ

ていないとの判断をすることはできない。

処分庁が提出を求めた計画書は、収入認定し保護費を減額すべき義援金等について、災害により被害を受けた者の自立更生にあてられる額を収入として認定しない取扱いとするため、その使途を審査するために必要とするものである。したがって、請求人が計画書を提出しなかった場合は、請求人が受給した見舞金等の全額が収入として認定され、自立のための費用を控除できなくなる可能性があるが、これによる不利益は請求人が受けるに過ぎない。

保護の廃止処分は、最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であることから、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社保第34号）の第11の間1は、法第62条第3項の処分に当たり、まず、変更で対応し、それでも適当でない場合は停止、それでも指示に従わなかった場合は廃止と、段階的な運用を求めている。本件の場合、保護の変更、停止を検討した形跡が見受けられず、計画書を提出しないことによる不利益を請求人のみが受けることも考え合わせると、保護の廃止処分は重きに失し、相当性を欠いた処分と言わざるを得ない。

以上により、原処分（1）についての処分庁の処分は、手続において妥当性を欠き、また相当性を欠いたものと言わざるを得ない。

よって、原処分（1）については不当な点があり、原処分（1）にかかる審査請求には理由があり、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

（2）原処分（2）について

原処分（2）は、認定事実（9）のとおり、原処分（1）により保護が廃止されたため生活に困窮して生活保護申請をしたことに対して行われたものである。上記のとおり原処分（1）は取り消されるべきものであり、原処分（2）にかかる審査請求には審査請求の利益がないため、行政不服審査法第40条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成25年1月28日

審査庁 大分県知事 広瀬 勝

